

令和 6 年度

広域基盤整備計画調査

雄物・米代川地域更新整備計画基礎資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度広域基盤整備計画調査雄物・米代川地域更新整備計画基礎資料作成業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、広域基盤整備計画調査の一環として、雄物・米代川地域の農業水利施設の更新整備計画基礎資料作成を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地区及び施設の場所は、秋田県横手市他で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 本業務の管理技術者は、次のとおりである。

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1－7 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－8 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第 1－9 条 受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	食料・農業農村政策審議会 農業農村整備部会・技術小委員会	令和 5 年 4 月
2	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局	平成 27 年 11 月

(作業条件)

第 2－2 条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。

(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(対象地区及び対象施設)

第２－３条 本業務の設計作業対象地区及び対象施設は下表のとおりである。

河川名	事業名	地区名	事業工期	施設数量等
雄物川	かん排	仙北平野	S44～S60	頭首工 2、用水路 6(38km)、排水路 2 (19km)
	施設整備	仙北平野	H10～H14	頭首工補修 2、用水路補修 4
	かん排	雄物川筋 (皆瀬・成瀬) (旭川)	S21～S55	頭首工 2、用水路 8(60km)、排水路 5 (39km) ダム 1、頭首工 3、用水路 2(12km)
	〃	平鹿平野	H13～H25	頭首工 2、用水路 8(29km)
	〃	横手西部	H24～R6	排水路 8(48km)
	〃	旭川	H28～R6	ダム 1、頭首工 4、用水路 2(17km)
	応急対策	成瀬皆瀬	H31～R11	ダム取水塔 1、用水路 3km
	かん排	田沢疏水	S54～H1	頭首工 2、用水路 2(31km)
	〃	田沢二期	H23～R6	頭首工 3、用水路 13 (59km)
	農地開発	田沢疏水	S12～S37	取水口 1、頭首工 1、揚水機 1、用水路 69km、 排水路 11km
	〃	第二田沢	S38～S45	頭首工 1、用水路 25km
米代川	〃	能代	S43～H1	ダム取水塔 1、頭首工 1、用水路 67km、 排水路 68km
馬場目川	干拓	八郎潟	S32～S51	中央干拓堤防 52km、排水路 22km、用水路 94km、 防潮水門 1、排水機場 25、周辺干拓堤防 42km
	水質保全	八郎潟	R3～R24	取水口 5、用水路 94km、排水路 11.5km1、水 管理施設 1
	農地防災	男鹿東部	H8～H19	防潮水門 1、排水機場 2
	施設整備	馬場目川下流	H13～H18	排水機場補修 1、取水口補修 10

各地区の機能保全計画作成施設は下表のとおり。

地区名	機能保全計画作成施設
仙北平野	丸子川頭首工 玉川頭首工 小滝川取水口 用水管理施設 上総川排水路 小滝川排水路 承水路 1号幹線用水路 2号幹線用水路 3号幹線用水路 4号幹線用水路 5号幹線用水路
雄物川筋 (皆瀬・成瀬) (旭川)	大屋沼溜池 新上堰頭首工 石持川幹線排水路 皆瀬 1号幹線用水路 成瀬 1号幹線用水路 旭川左岸幹線用水路 旭川右岸幹線用水路 大屋沼導水路 大屋沼寺内幹線水路 皆瀬 2号幹線用水路 皆瀬 3号幹線用水路 皆瀬 5号幹線用水 路 皆瀬 6号幹線用水路
田沢疏水	抱返頭首工

第二田沢	神代左岸取水口
能代	素波里頭首工 用水取水施設 牛首頭幹線排水路 第1号導水路 右岸幹線用水路 塙川支線用水路 第2号導水路 左岸幹線用水路 常磐支線用水路 豊沢常磐支線用水路 大豊沢支線用水路 大豊沢右岸支線用水路 大豊沢右1号支線用水路 藤切台支線用水路 藤切台2号支線用水路 浅内支線用水路 塙川1号支線用水路 朴瀬支線用水路 朴瀬1号支線用水路 北能代1号支線用水路 浅内3号支線用水路
八郎潟	A1-1 幹線用水路 A1-2 幹線用水路 A1-3 幹線用水路 A1-4 幹線用水路 A2-1 幹線用水路 B1 幹線用水路 B2 幹線用水路 B3 幹線用水路 B2-1 幹線用水路 B2-2 幹線用水路 B2-3 幹線用水路 B2-4 幹線用水路 B2-5 幹線用水路 B2-6 幹線用水路 C1-1 幹線用水路 C1-2 幹線用水路 C1-3 幹線用水路 C2-1 幹線用水路 C2-2 幹線用水路 G1-1 幹線用水路 G1-2 幹線用水路 H1 幹線用水路 H2 幹線用水路 支線排水路 中央幹線排水路 1級幹線排水路

事業実施地区 事業対象施設は下表のとおり。事業対象施設は更新整備計画の検討を行わない。

地区名	事業対象施設
横手西部	吉田幹線排水路 油川幹線排水路 大宮川幹線排水路 石持川幹線排水路 五郎兵衛排水路 皆瀬1号幹線用水路 皆瀬3号幹線用水路 皆瀬4号幹線用水路
旭川	あいののダム、新一の堰頭首工、新上堰頭首工、大戸川頭首工 旭川左岸幹線用水路、旭川右岸幹線用水路用水路、三の堰用水路、大戸川注水路
成瀬皆瀬	皆瀬取水塔、皆瀬3号幹線用水路、成瀬1号幹線用水路
田沢二期	抱返頭首工、神代右岸取水口、第二田沢取水口、田沢疏水右岸幹線用水路 第二田沢幹線用水路、水管理施設
八郎潟	取水口2箇所、幹線用水路33路線(全路線)、中央幹線排水路、支線排水路2路線 水管理施設

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	土地改良施設整理台帳付属図面	1部
2	事業誌、事業成績書	1部
3	平成14年度広域基盤整備計画調査 (雄物・米代川地域) 最適整備計画検討業務	1部
4	平成15年度広域基盤整備計画調査 (雄物・米代川地域) 最適整備年次構想策定その他業務	1部
5	令和元年度広域基盤整備計画調査 能代地区長寿命化計画策定業務	1部
6	令和2年度広域基盤整備計画調査 最上川下流右岸地区他長寿命化計画策定業務	1部
7	令和4年度広域基盤整備計画調査 仙北平野地区長寿命化計画基礎資料策定等業務	1部
8	令和5年度広域基盤整備計画調査 雄物・米代川地域更新整備計画策定等業務	1部

なお、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 共通仕様書に示すに示す参考図書及び第2-4条に示す貸与資料の取扱いは次の

とおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 業務準備	1 式	
2. 長寿命化に配慮した更新整備計画	1 式	

なお、詳細は別紙1【作業項目表】に示すとおりである。

(作業の留意点)

第3-2条 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-3条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

- (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

- (2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
 - 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
- 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。
- なお、受注者は納品時に
- URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
- 調査並びに設計に係る機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、調査業務間接調査費、設計業務直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(業務打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回：作業着手の段階

第2回：中間打合せ（機能保全計画書整理段階）

第3回：中間打合せ（整備年次計画検討段階）

第4回：中間打合せ（事業実施地区状況整理段階）

最終回：報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎5F
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (4) 第4-1条に示す「業務打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (6) 履行期間の変更が生じた場合
- (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (8) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添【位置図】

令和6年度広域基盤整備計画調査
雄物・米代川地域更新整備計画基礎資料作成業務

(岩手県)

(宮城県)

(青森県)

(県北地方)

(県中央地方)

(県南地方)

(山形県)

日本海



【秋田県】

先行事業地区

① 雄物川筋地区 (かんがいの排水)	S21 ~ S55
② 仙北平野地区 (かんがいの排水)	S44 ~ S60
③ 田沢疏水地区 (かんがいの排水)	S54 ~ H1
④ 平鹿平野 (かんがいの排水)	H13 ~ H25
⑤ 田沢疏水 (農地開発)	S12 ~ S37
⑥ 第二田沢 (総合農地開発)	S38 ~ S45
⑦ 能代 (総合農地開発)	S43 ~ H1
⑧ 八郎潟 (干拓)	S42 ~ S51
⑨ 男鹿東部 (農地防災)	H8 ~ H19
⑩ 馬場目川下流 (農地整備)	H13 ~ H18
⑪ 横手西部 (かんがいの排水)	H24 ~ R6
⑫ 旭川 (かんがいの排水)	H28 ~ R6
⑬ 成瀬皆瀬 (農地開発)	H31 ~ R11
⑭ 仙北平野 (農地整備)	H10 ~ H14
⑮ 田沢二期 (かんがいの排水)	H23 ~ R6

凡 例

かんがいの排水地区	
農地開発地区	
農地防災地区 干拓地区	
ダム	
取水塔	
頭首工 (取水口)	
県境	
地方区分	

雄物・米代川地域更新整備計画基礎資料作成業務

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1. 業務準備	雄物・米代川地域（以下「地域」という）の国営土地改良事業実施地区に係る資料を収集し、業務実施計画書作成の基礎資料とする。	○	
2. 長寿命化に配慮した更新整備計画			
2-1機能保全計画書の整理	令和5年度まで実施した機能診断調査結果等を基に、整備計画スケジュール及びコスト等の課題を整理する。（別紙2作業区分Ⅰ地区を対象とする。）	○	
2-2整備年次計画の検討	長寿命化に配慮した更新整備計画の検討を行う。（別紙2作業区分Ⅰ地区を対象とする。）	○	
2-3事業実施地区の状況整理	事業実施地区について事業の実施状況（対策工の進捗状況）を整理する。（別紙2作業区分Ⅲ地区を対象とする。）	○	
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

別紙 2

地区別作業内容整理表

位置図 番号	地区名	状況区分		作業区分 (欄外参照)	
②	仙北平野【かんがい排水】	二期事業 地域整備方向検討調査	長寿命化計画作成済	Ⅱ	
⑭	仙北平野【施設整備】			Ⅱ	
③	田沢疏水【かんがい排水】	田沢二期地区 事業実施中	事業対象施設は 機能保全計画未作成	Ⅲ	
⑤	田沢疏水【農地開発】			Ⅲ	
⑥	第二田沢			Ⅲ	
①	雄物川筋（旭川）	旭川地区事業実施中		Ⅲ	
	雄物川筋（皆瀬・成瀬）	成瀬皆瀬・横手西部 実施中			
④	平鹿平野	事業完了	機能保全計画作成施設 対象	Ⅰ	
⑦	能代	二期事業 地域整備方向検討調査	長寿命化計画作成済	Ⅱ	
⑧	八郎潟【干拓】	事業実施中	事業対象施設は 機能保全計画未作成	Ⅲ	
	八郎潟【水質保全】				
⑨	男鹿東部	事業完了	機能保全計画書未作成	Ⅳ	
⑩	馬場目川下流	事業完了	機能保全計画未作成	Ⅳ	
⑪	横手西部	事業実施中	事業対象施設は 機能保全計画未作成	Ⅲ	
⑫	旭川	事業実施中		Ⅲ	
⑬	成瀬皆瀬	事業実施中		Ⅲ	
⑮	田沢二期	事業実施中		Ⅲ	

作業区分別作業内容

Ⅰ：機能保全計画書作成済施設について、地区の整備年次計画の課題を整理し更新整備計画の検討を行う。

Ⅱ：作成済の長寿命化計画について課題を整理し、更新整備計画の検討をおこなう。（本業務対象外）

Ⅲ：実施中の事業について、事業対象施設・事業実施状況を整理する。

※ 機能保全計画書未作成施設は対象としないが、必要に応じて変更追加する。

別紙 3（第 4-1 条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあつては、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあつては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあつては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額